

DX投資促進税制の適用に関する留意点と課題



EY税理士法人 グローバル・コンプライアンス・アンド・レポーティング部 税理士 加藤城啓

▶ Kunihiro Kato

EY税理士法人に2008年入社。主に金融機関（銀行、証券、保険、投資顧問など）を対象とした税務コンサルティング業務及び税務コンプライアンス業務を担当。DX投資促進税制の適用を支援する専門チームに属している。

<お問い合わせ先>EY税理士法人 E-mail: Kunihiro.Kato@jp.ey.com

I はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、わが国経済が戦後最大の落ち込みを記録するなど危機に直面している中で、成長戦略としてのデジタルトランスフォーメーション（以下、DX）の実現に果敢にチャレンジする事業者を支援するため、令和3年度改正でDX投資促進税制（以下、DX税制）が創設されました。最大限の効果をを得るためには、事前に事業適応計画の認定を受けるなど適時な対応が求められます。

II DX税制の概要

DX税制は、産業競争力強化法に基づく情報技術事業適応に関する計画（事業適応計画）に従って行う一定の投資に対して、税額控除等を認める制度です（<表1>参照）。詳細は経済産業省の「事業適応計画全体概要資

料」*1を参照ください。DX税制の適用にあたっては、事前の①事業所管省庁等による事業適応計画の認定及び課税の特例の基準への適合確認並びに②独立行政法人情報処理推進機構（IPA）によるDX認定の取得、及び③税務申告書に事業適応計画の認定申請書等の写しの添付が必要です。

DX税制の適用は1事業者につき1回までです。なお、連結納税制度を採用している企業グループは当該グループで1回までとなりますが、連名で共同申請をすることでグループに属する複数の事業者がDX税制の適用を受けることが可能です。

なお、事業適応計画は将来の投資とその効果に対して認定を受けるものです。実績が異なったとしても、過去に遡ってその認定が取り消されたり税制適用の否認がなされることはありませんが、計画の実施状況や成果目標の達成/未達は定期報告するとともに、内容が公表されます。

▶ 表1 DX税制の内容

情報技術事業適応に関する計画	クラウド技術を活用したデータ連携及び前向きな取組み（新商品・新サービスの生産・販売や新販売・新生産方式の導入）により、生産性の向上や新需要開拓といった全社レベルのビジネスモデルの変革に取り組むもの
対象資産	ソフトウェア、繰延資産、機械装置、器具備品 ※対象外：国内にある事業の用に供されないもの、中古資産、貸付の用に供するもの、産業試験研究に供するもの、ソフトウェア業、情報処理サービス業、インターネット付随サービス業の事業に供されるもの ※繰延資産はクラウド技術を活用したシステムへの移行に係る初期費用 ※機械装置及び器具備品にあっては、ソフトウェア又は繰延資産と連携して使用するものに限定
設備投資額の上限と下限	上限（1事業者あたりで税制対象となる最大値）：300億円 下限：過去3年の国内売上高平均額の0.1%以上（連結会社の場合は連結決算の売上高を用いる）
課税の特例	取得価額の3%の税額控除（グループ外連携は5%）又は30%の特別償却 ※グループ外連携は、会社法上の①親会社、②子会社、③兄弟会社（＝当該①親会社の自社以外の子会社）以外の会社とのデータ連携をいう。
適用期間	事業適応計画の認定後～令和5年3月31日まで

*1 www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/zentaishiryo.pdf

Ⅲ 適用に際しての留意点と課題

1. DX投資促進税制Q&A

経済産業省のウェブサイトにおいて公表されたQ&A^{※2}のうち特に重要と思われる項目は次の通りです。

(1) 事業適応計画の申請手続のスケジュール

計画の認定（計画開始）を予定している時点から、約2カ月前に事業所管省庁への事前相談が必要です。本申請後は認定又は却下の結果を待つのみとなるため、事前相談の手続においてすべての要件の適合性を確認しておくことが重要です。

(2) 投資意思決定の時期

事業適応計画に記載する取組みに関する具体的な投資に係る組織的な意思決定がDX税制の成立が明らかになる日（21年3月31日）より前になされている場合は対象外になります。

(3) 計画に記載のない設備取得の取り扱い

認定された計画に記載のない設備を追加取得する場合、原則、本税制の適用を受けることはできませんが、認定事業適応計画の変更の認定を受けることで、追加記載された設備について本税制の適用を受けることが可能となります。

(4) バックオフィス関連のソフトウェア導入

バックオフィス関連単独の投資計画では事業適応計画の認定を受けることが困難ですが、他の前向きな取組みとの関係性・必要性を説明することでDX税制の対象に含めることが可能となります。

(5) リース取引の取り扱い

特別償却の対象からは所有権移転外リース取引及びオペレーティングリース取引が除外され、税額控除の対象からはオペレーティングリース取引が除外されています。

(6) グループ内でシステム利用する場合

グループ企業内で、対象設備を取得する法人（ITシステムを一元的に所有・管理する親会社等）とDXの実現に向けた取組みを実施する法人が異なる場合においては、取組みを実施する法人が生産性向上又は新需要の開拓及び前向きな取組みの要件を満たす（両法人

とも財務の健全性、DX認定などのその他の要件を満たす）計画を共同申請し認定を受けることで、対象設備を取得する法人がDX税制の適用を受けることが可能となります。この場合において、投資下限は税制対象投資額の合計値を用いて計算できる（取組みを実施する法人においては対象設備を取得する法人の設備投資額を参照できる）こととされています。

2. 適用に際しての課題

(1) DX認定の取得

計画認定の1要件であるDX認定を取得するためには、IPAが申請を受理してから通常60日（休日等を除く）程度を要します。DX認定には、DX戦略の策定やDX推進の体制整備、DX推進状況の公表等が必要となるため、これからDX認定を取得する事業者は、計画開始時期を見据えて早急に対応することが必要です。

(2) 投資計画の具体化及び投資効果の測定

事業適応計画は将来投資に関する見積書等に基づき策定することとなりますが、全社レベルの変革を図るものであること、適合性の確認で求められるKPIは企業単位及び取組み単位のいずれも必要とされることから、DX推進部門、IT関連部門、財務部門等の組織横断的な連携が必須となります。また、計画数値作成や定期報告に向けた投資効果の測定方法の確立も必要になるなど、事業適応計画の策定には多く工数を要することが予想されます。

(3) 特別税額控除の適用除外

DX税制は特別税額控除の適用制限対象です。設備投資事業年度における給与支給額や国内設備投資などの事前確認、税務プランニングの検討が重要になります。

Ⅳ おわりに

以上のように、DX税制の適用に際しては、実施の計画開始までに対応すべきタスクが多く存在します。申請から計画認定までで一定の期間を要することを考慮すると、実務担当者が短期間で各種対応に追われることは想像に難くありません。投資額に対する税メリットの享受漏れがないよう、また、他の特別措置も踏まえた多面的な税務検討を実施できるように専門家を積極的に起用することも有用といえます^{※3}。

※2 www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/dxqa.pdf

※3 EYは、税制適用支援、実施状況の当局への報告支援など、お客さまのご要望に応じたサービスを提供しています。
www.ey.com/ja_jp/tax/support-services-for-dx-investment-promotion-tax